

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：山口県、光市、柳井市、熊毛郡田布施町

1 地域活性化総合特別区域の名称

次世代型農業生産構造確立特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

本地域の農業は、担い手の高齢化、零細な経営規模、土地基盤整備の遅れなど、多くの課題に直面している。

このため、平成 23 年度から実施されている「国営緊急農地再編整備事業」や、「温暖多日照の恵まれた気象条件」、さらには、「集落営農法人や女性グループという農業・農村の人財」の 3 つの資源を活用したプロジェクトを実施して、この地域の農業生産の構造的な問題を抜本的に改革し、山口県はもとより全国のモデルとなる「次世代型農業生産構造を確立」する。

② 評価指標及び数値目標

評価指標（1）：中心経営体への農地集積

数値目標（1）：中心経営体への農地集積率の増加 20%（H22 年度）→48%（H30 年度）

評価指標（2）：再生可能エネルギーの利用推進

数値目標（2）：再生可能エネルギーを利用する農業用施設数 1 箇所（H22 年度）→ 5 箇所（H30 年度）

評価指標（3）：経営の多角化等による新たな雇用の確保

数値目標（3）：25 名（H15 年度～H22 年度）→ 63 名（H23 年度～H30 年度）

3 特定地域活性化事業の名称

本地域の農業は、水稻単作の営農形態が主体で収益性が低いことから、規制の特例措置や、財政・金融上の支援措置を活用して、地下水水位制御システムを導入し、水田の排水対策を進めることで、耕地利用率を向上させ、大豆、麦、園芸作物等の生産拡大等を通じた農業所得の増加を図っていく。

<事業名>

①土地利用の高度化による農業生産事業（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙 2－4）

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

なし

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置 (別紙2-8)

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

・財産処分手続きの簡素化

国庫補助事業で整備した施設に太陽光パネル等を設置する場合の財産処分手続きについて、H22.11.26 付け農林水産省生産局長通知で定める届出が必要な模様替え等は、「利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等」に限っており、太陽光パネルの設置等が、施設の生産能力や利用規模に影響しない場合は届出不要であるという見解が示された。

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>

1 特定地域活性化事業の名称

土地利用の高度化による農業生産事業
(地域活性化総合特区支援利子補給金)

2 当該特別の措置を受けようとする者

南すおう農業協同組合

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

- ・総合特区内において、地下水位制御システムを整備するために必要な資金を、指定金融機関が貸し付ける事業を行う。
- ・地下水位制御システムとは、ほ場面の下 50 cm の所にパイプを巡らせて地下水位を管理し、土壌水分を作物に最適な状態に調整できる暗渠排水の新技术であり、湿害に弱い大豆や麦などを水田に導入する際に効果的な技術である。
- ・本地域への地下水位制御システムの導入は、水稻単作の営農形態から脱却し、大豆や麦、園芸作物等と組み合わせた効率的な営農を可能とするものであり、当該総合特区の政策課題である「集落営農法人や参入企業を核として耕地利用率 140% を実現し、所得の増大による農業の体質強化を図る」及びその解決策である「地下水位制御システム等を活用した効率的な農業生産」とも整合している。

b) 施行規則第 6 条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第 2 に掲げる対象事業項目）

第 1 号 農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業

別紙 2-8 <地域において講ずる措置>

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・やまぐち集落営農生産拡大事業（H22年度～H24年度まで措置）
→土地利用率の向上による農業所得の増大を図るため、畑作物導入や生産拡大に必要となる機械や施設の整備を支援
- ・企業と協働した地域農業活性化事業（H23年度～H24年度まで措置）
→集落営農法人等が農業参入企業と協働し、人材の確保や経営基盤の強化などにより、地域農業の活性化を図る取組を支援
- ・需要対応型産地育成事業（H25年度～H26年度まで措置）
→県産農水産物の業務用需要や「やまぐちブランド」、安心・安全などの需要に応えるため、産地の生産拡大の取組を支援
- ・農業経営体育成加速化事業（H25年度～H26年度まで措置）
→地域の中心となる集落営農法人の設立等を促進するとともに、経営の規模拡大や複合化・多角化に向けた取組をソフト・ハード両面から支援
- ・農業経営体質強化事業（H27年度より措置）
→集落営農法人等の経営悪化、貿易自由化の動きに対する不安等に対応するため、集落営農法人等が取り組む、高収益化、低コスト化を支援
- ・鳥獣被害防止総合対策（H23年度～H24年度まで措置）
→狩猟免許取得経費の助成
- ・鳥獣被害防止対策総合支援事業（H25年度～H26年度まで措置）
→鳥獣被害広域対策協議会等と連携し、広域一斉捕獲の実施や鳥獣侵入防止柵整備、地域ぐるみの被害防止活動等の取組を総合的に支援
- ・鳥獣被害防止対策事業（H25年度～H26年度まで措置）
→野生鳥獣による農林業被害の防止や有害鳥獣捕獲を担う狩猟者の減少・高齢化対策として、市町や猟友会等と連携し、捕獲の担い手の確保・育成を図るとともに、狩猟による捕獲を推進
- ・鳥獣被害防止緊急対策事業（H27年度より措置）
→地域ぐるみの被害防止活動や鳥獣侵入防止柵整備等市町単位の取組を支援
- ・農山漁村女性ルーラルビジネス推進事業（H21年度～H24年度まで措置）
→やまぐち農山漁村女性起業統一ブランド「やまみちゃん」の県民へのさらなる浸透や、経営確立できる農山漁村女性を育成し、農山漁村女性の経済的・社会的自立を促進（商品力向上セミナー、経営コンサルティング等）
- ・農山漁村女性企業育成事業（H25年度～H26年度まで措置）
→やまぐち農山漁村女性起業統一ブランド「やまみちゃん」の確立により、経営力の向上を図り、持続可能な農山漁村女性企業を育成
- ・農山漁村女性企業育成事業（H27年度より措置）

- 農山漁村女性起業の経営力の向上と、法人化を視野に入れた経営発展を目指し、農山漁村の経済循環の核となる持続可能な中核経営体として農山漁村女性企業を育成
- ・ニューファーマー総合支援対策事業（H8年度～H24年度まで措置）
 - 就農相談から研修、就農後の定着までの新規就農者に対する一貫した支援の実施
- ・新規就農支援総合対策事業（H25年度～H26年度まで措置）
 - 就農相談や研修の拡充を図るとともに、就農後の経営安定を支援する就農給付金の交付など、総合的な就農支援の取組を推進
- ・新規農業就業者定着促進事業（H27年度より措置）
 - 新規就農者の募集から研修、就業、定着までの一貫した支援体制を構築し、県内外からの確保と就業後の定着を促進
- ・新規就業者受入体制整備事業（H27年度より措置）
 - 集落営農法人等が新規就業者を雇用して、経営規模の拡大や経営の複合化を図るために必要な機械・施設等の整備を支援
- ・学校給食県産食材利用加速化事業（H21年度～H24年度まで措置）
 - 生産者団体・食品加工業者等と協働した、学校給食における県産農水産物のさらなる利用拡大への取組
- ・学校給食県産食材利用拡大事業（H25年度より措置）
 - 生産者団体・食品加工業者等と協働した、学校給食における県産農水産物のさらなる利用拡大への取組
- ・やまぐちの農水産物需要拡大対策事業（H18年度～H24年度まで措置）
 - 県産農水産物を積極的に販売する量販店・小売店である販売協力店や販売協力専門店、県産農水産物を使用した食事を提供する飲食店や旅館であるやまぐち食彩店などの拡大
- ・味な都・やまぐち推進事業（H25年度～H26年度まで措置）
 - 「やまぐちブランド」の育成強化に取り組むとともに、「地産・地消の取組強化」や首都圏等の「国内外の販路確保」を推進
- ・ぶちうま！やまぐち推進事業（H27年度より措置）
 - 県内での地産・地消の取組を基本に、「ぶちうま売込隊」による国内外に向けたPR対策の充実・強化
- ・農山漁村再生可能エネルギー活用推進事業（H25年度～H26年度措置）
 - 太陽光やバイオマスなど、農山漁村の多様な再生可能エネルギーを活用し、農林水産業の収益性向上を図る取組を支援
- ・山口型再生可能エネルギー施設園芸活用モデル事業（H27年度より措置）
 - 再生可能エネルギーと省エネ新技術を組み合わせたモデル地区を整備し、施設園芸における暖房コスト削減など導入効果の検証を実施
- ・農業用小水力エネルギー等利活用促進事業（H25より措置）

→土地改良施設等の維持管理費や維持管理労力の軽減のため、小水力等の自然エネルギーを活用した取組を推進

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- ・イノシシ、ニホンジカの捕獲に用いるくくりわなの直径に係る規制の緩和
- ・狩猟によるニホンジカの捕獲頭数制限の撤廃
- ・畑などでの「自衛わな」による有害鳥獣の捕獲を許可できるような規制の緩和
- ・市町の有害鳥獣捕獲隊が年間を通じて機動的な捕獲活動ができるように包括的許可を可能とする許可基準に改正
- ・わなを用いて有害鳥獣を捕獲する場合には、わなを設置した者以外でも狩猟免許を持っていれば見回り点検ができるよう基準を改正
- ・有害鳥獣捕獲隊による捕獲が困難な場合は、捕獲隊以外の者にも捕獲許可ができるよう許可基準を改正
- ・イノシシ及びシカの狩猟期間の延長（11/1～3/15 →11/1～3/31）
- ・狩猟免許試験の受験機会を年3回から5回に拡大（H23年度～）

3. 地方自治体等における体制の強化

- ・柳井農林事務所農村整備部国営事業推進班（H22年4月設置／人員3名）
→国営緊急農地再編整備事業の推進に関する事務を実施
- ・やまぐち6次産業化・農商工連携サポートセンター（H26年7月設置／人員17名）
→農林水産業者が加工、販売までを手掛ける6次産業化と、商工業者と協力して加工販売する農商工連携を一体的に支援
- ・山口県集落営農法人連絡協議会（H21年3月設置／人員92名）
→県内の集落営農法人の連携を強化し、経営の安定と発展を目指すとともに、法人化を目指す集落営農組織に対する支援等を実施
- ・柳井地域農山漁村女性起業ネットワーク（H25年8月発足／事務局 柳井農林事務所）
→柳井地域内のやまぐち農山漁村女性起業ネットワーク会員が連携し、情報交換や各種研修により資質向上を図るとともに、合同販売等のPR活動により、販路拡大に取り組む

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・企業の農業参入促進に向けたセミナーや受入地域との意見交換会の開催
- ・鳥獣の徹底捕獲の実施（鳥獣被害防止対策総合支援事業）
- ・捕獲の担い手確保対策の実施（鳥獣被害防止対策事業）
- ・再生可能エネルギー活用に向けた調査、実証施設の設置
- ・中小規模農業用ハウスを対象とした小型木質ペレット加温機の開発

- ・ 山口県農林総合技術センターと企業との協働によるいちごハウスにおける地中熱利用の研究
- ・ 農山漁村女性起業統一ブランド「やまみちゃん」の商標登録の実施とブランド品の認定
- ・ 冠婚葬祭などの贈答用の県産農水産物カタログギフト「まるごと！山口」の販売（H23年度～）

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	南周防地区国営緊急農地再編整備事業推進協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月30日
地域協議会の構成員	山口県 光市 柳井市 田布施町 南すおう農業協同組合 柳井市土地改良区 田布施土地改良区 山口県土地改良事業団体連合会
協議を行った日	(第1回) 平成23年10月17日 (第2回) 平成24年2月16日 (第3回) 平成24年7月10日 (第4回) 平成25年6月27日 (第5回) 平成26年6月23日 (第6回) 平成26年11月13日 (持ち回り協議) (第7回) 平成27年3月24日
協議会の意見の概要	(第1回～第3回) 事業内容等を承認 (第4回) 年度事業内容、国営事業推進を承認 (第5回) 年度事業内容を承認 (第6回) 評価指標等見直し方針を承認 (第7回) 国営事業団地追加要望を承認、特区計画の変更を承認
意見に対する対応	(第1回～第3回) 計画認定に向け国との協議を推進 (第4回) 財政支援措置を要望し、関連事業を推進 (第5回) 財政支援措置を要望し、関連事業を推進 (第6回) 評価指標等の見直しを実施 (第7回) 事業計画の変更を届出